

四條畷市の給与・定員管理等について（令和元年度）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

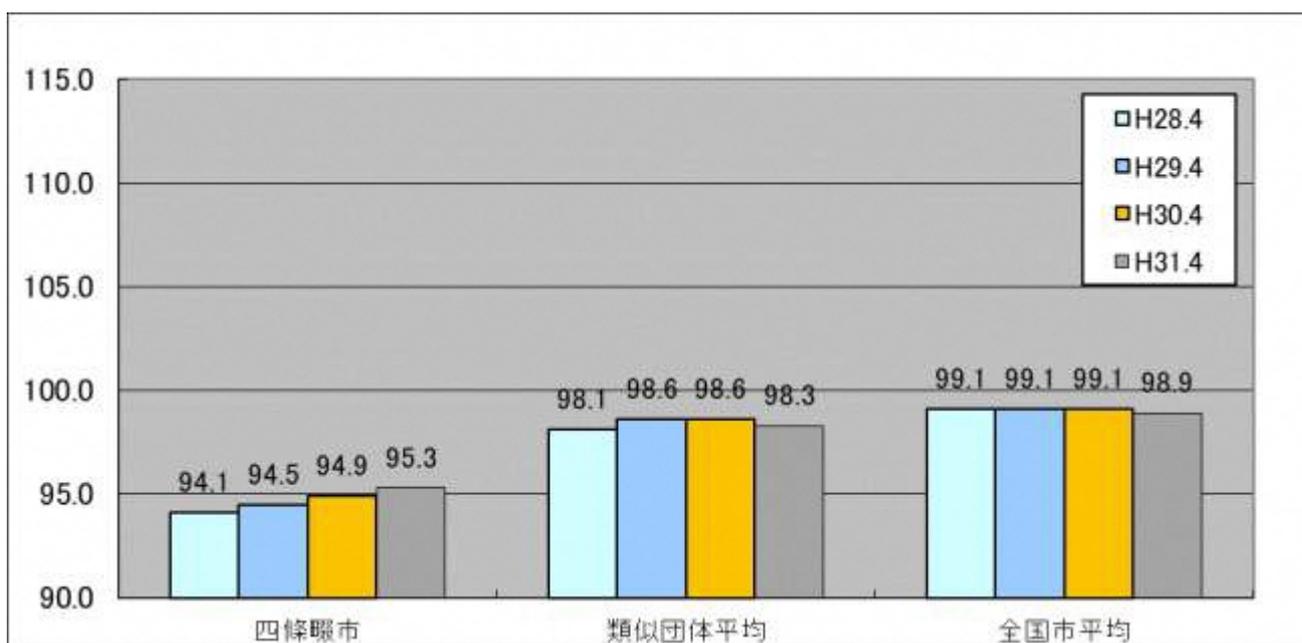
区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 55,802	千円 19,544,700	千円 404,799	千円 2,912,263	% 14.9	% 14.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
30年度	人 300	千円 1,183,310	千円 294,909	千円 498,978	千円 1,957,197	千円 6,635	千円 6,170	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員の昇格、社会人経験者枠での採用等によって上昇しています。四條畷市の給料表は国の給料表に準拠しているため今後大きな変化は見込んでいません。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年6月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ、激変緩和のため、職務の級が6級以上の職員は平成30年3月31日まで、職務の級が5級以下の職員は令和2年3月31日までの経過措置（現給保障）を実施しています。

②地域手当の見直し実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、四條畷市においても6%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は3%、平成27年6月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日から6%を支給。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後				
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%
四條畷市の支給割合	3%	3%	5%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

なし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成31年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
四條畷市	39.7歳	291,557円	377,500円	349,962円
大阪府	42.3歳	320,485円	431,863円	376,449円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	41.3歳	309,709円	398,167円	355,160円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 間類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
四條畷市	52.2歳	15人	308,767円	358,633円	342,844円	—	—	—	—
うち	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪府	53.3歳	478人	315,757円	392,585円	364,943円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,431人	287,312円	329,380円	—	—	—	—	—
類似団体	51.2歳	23人	326,070円	387,535円	358,673円	—	—	—	—

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
四條畷市	44.3歳	357,347円	444,911円
大阪府	38.5歳	335,755円	408,063円
類似団体	39.9歳	303,437円	355,131円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区	分	四條畷市	大阪府	国
一般行政職	大学卒	187,200円	182,800円	180,700円
	高校卒	158,300円	148,500円	148,600円
技能労務職	高校卒	158,300円	153,267円	—
	中学卒	—	141,600円	—
教育職	大学卒	187,200円	204,100円	—
	高校卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	241,767円	341,933円	383,967円	412,300円
	高校卒	—	—	357,200円	331,925円
技能労務職	高校卒	—	—	290,100円	—
	中学卒	—	—	—	—
教育職	大学卒	—	289,800円	—	—
	高校卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

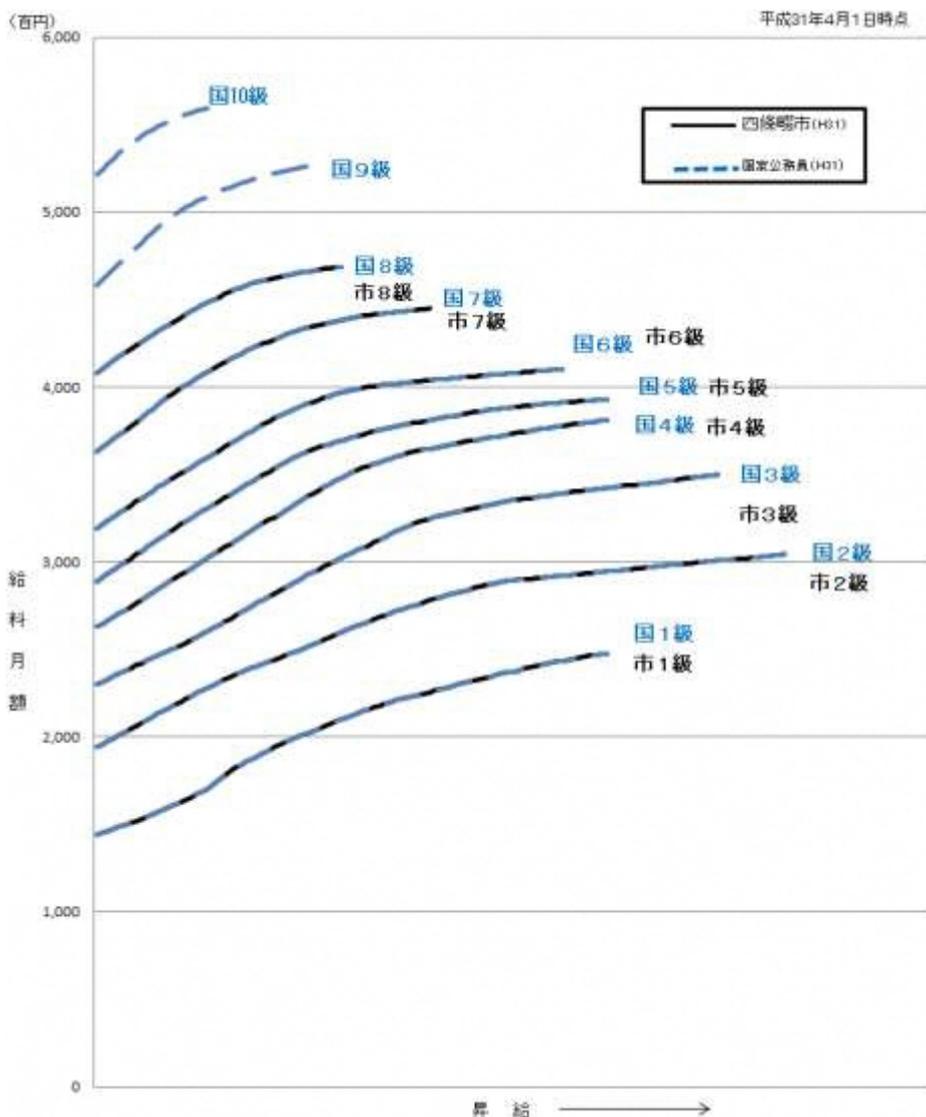
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(31年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額 (円)	最高号給の給料 月額(円)
1級	2級以上に格付けされな い職員の職務	20	9.7%	144,100	247,600
2級	特に高度の知識又は経 験を必要とする業務を 行う職務	63	30.6%	194,000	304,200
3級	主査の職務	24	11.7%	230,000	350,000
4級	主任の職務又はこれに 相当する職務として規 則で定める職務	30	14.6%	263,000	381,000
5級	課長代理職務又はこれ に相当する職務として 規則で定める職務	12	5.8%	288,900	393,000
6級	課長の職務又はこれに 相当する職務として規 則で定める職務	37	18.0%	319,200	410,000
7級	次長の職務又はこれに 相当する職務として規 則で定める職務	8	3.9%	362,900	444,900
8級	理事若しくは部長の職 務又はこれに相当する 職務として規則で定め る職務	12	5.8%	408,100	468,600

- (注) 1 四條畷市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○			
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

四條畷市	大阪府	国
1人当たりの平均支給額（30年度） 1,213千円	1人当たりの平均支給額（30年度） 1,747千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

平成31年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(1) 退職手当（平成31年4月1日現在）

四條畷市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%加算)		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額	856千円	18,655千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		78,724千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		191千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	6%	424人	6%

(4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		810千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		35千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）		5.4%		
手当の種類（手当数）		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症防疫作業手当	生活環境課に勤務する職員	法律に基づく感染症の防疫作業に従事	—	1件当たり 1,000円
死獣処理手当	生活環境課に勤務する職員	犬・猫等の死体処理に従事	227千円	1件当たり 300円
そ族昆虫駆除作業手当	生活環境課に勤務する職員	そ族昆虫の駆除作業に従事	13千円	1件当たり 350円
行旅死亡人等 収容護送手当	生活福祉課に勤務する職員	行旅病人の収容護送等の作業に従事	—	1件当たり 1,000円
		行旅死亡人の収容護送等の作業に従事	—	1件当たり 2,000円
土木等現場作業手当	建設課に勤務する職員	土木・建築等の現場作業に従事	555千円	日額250円
災害応急作業手当	建設課に勤務する職員	防災等危険を伴う災害応急作業に従事	—	1件当たり 800円
特殊自動車運転業務手当	建設課に勤務する職員	特殊自動車の雲梯業務に従事	16千円	日額150円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	85,092千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	290千円
支給実績（29年度決算）	79,086千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	266千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 8,000円 16～22歳の子 5,000円を加算	同 じ	—	27,599千円	219千円
住居手当	借家居住者 27,000円以内	同 じ	—	21,098千円	270千円
通勤手当	交通用具利用者 2,000円～24,500円 交通機関等利用者 全額支給 (1箇月当たりの運賃等相当額の上限は、55,000円)	同 じ	—	20,526千円	84千円
管理職手当	部長級以上 78,000円 次長級 65,000円 課長級 58,000円 課長代理級 45,000円	同 じ	—	61,824千円	686千円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額	同 じ	—	2,564千円	32千円

5 特別職の報酬等の状況 (31年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市 長	644,000円 (920,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,061,000円/455,000円
	副 市 長	790,000円	885,000円/620,000円
報 酬	議 長	590,000円	737,000円/357,000円
	副 議 長	555,000円	653,000円/294,000円
	議 員	530,000円	691,000円/266,000円
期 末 手 当	市 副 市 長	(31年度支給割合) 4.3月分	
	議 副 議 長 員	(31年度支給割合) 4.4月分	

退職手当	市長	(算定方式) (給料月額920,000円× 在職月数48月×支給率40/100)	(1期の手当額) 17,664,000円	(支給時期) (注3) 支給しない
	副市長	(給料月額790,000円× 在職月数48月×支給率25/100)	9,480,000円	任期ごとに支給
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
3 令和2年2月18日現在に在職する市長が退職した日又は令和3年1月19日のいずれか早い日に限る。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

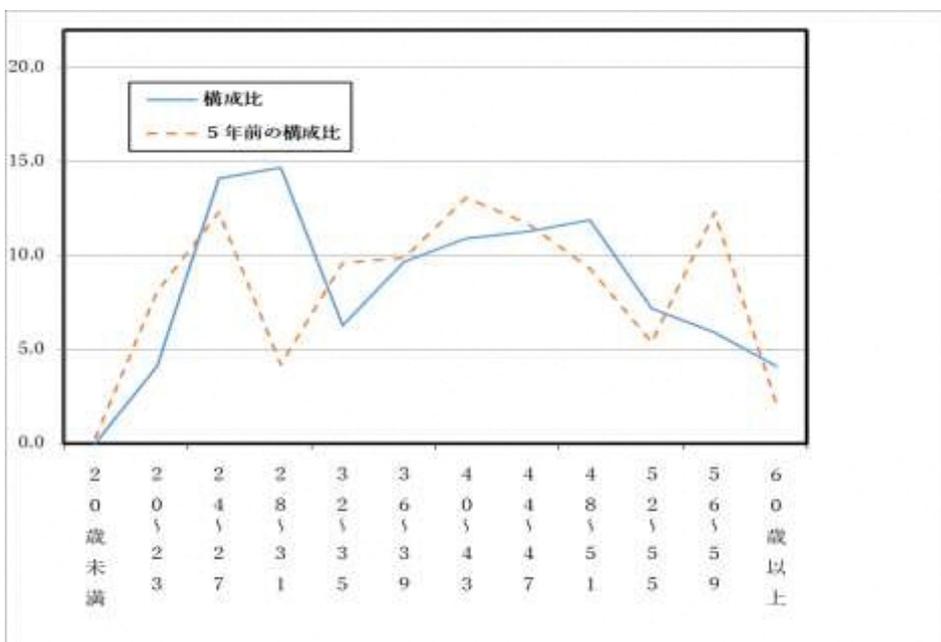
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成31年	平成30年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5人	4人	1人	増員：職員配置見直し
		総務企画	77人	74人	3人	増員：ICT部門強化、行財政改革部門強化
		税務	18人	18人	—	
		民生	104人	105人	△1人	減員：職員配置見直し
		衛生	27人	26人	1人	増員：職員配置見直し
		農林水産	2人	2人	—	
		商工	3人	3人	—	
		土木	25人	27人	△2人	減員：職員配置見直し
	計	261人	259人	2人	<参考> 人口1万人当たり職員数 46.85人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 49.29人)	
	教育部門	39人	39人	—		
消防部門	—	—	—			
小計	300人	298人		<参考> 人口1万人当たり職員数 53.86人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 63.02人)		
公営企業等部門	下水道	6人	7人	△1人	減員：職員配置見直し	
	その他	14人	14人	—		
	小計	20人	21人	△1人		
合計		320人 [392人]	319人 [392人]	1人 [—]	<参考> 人口1万人当たり職員数 57.45人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (31年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0 人	13 人	45 人	47 人	20 人	31 人	35 人	36 人	38 人	23 人	19 人	13 人	320 人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門 別	年 度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		245	246	243	252	259	261	16(6.5%)
教育		49	47	48	43	39	39	△10(△20.4%)
消防		0	0	0	0	0	0	-(-%)
普通会計計		294	293	291	295	298	300	6(2.0%)
公営企業等会計計		38	39	39	23	21	20	△18(△47.4%)
総合計		332	332	330	318	319	320	△12(△3.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。